

社会福祉法人ひらイルミナル  
保育サービス等費用負担に関する規程

第1条 目的

本規程は、就業規則第93条に基づき、社会福祉法人ひらイルミナル（以下法人という）が、福利厚生として、職員の利用する保育サービス等（以下本サービスという）を利用する際の費用負担を行うための諸事項を定めたものである。

第2条 対象

法人が、サービス費用負担できる対象は、正職員、契約職員とする。

第3条 サービスの種類

法人が、サービス費用負担できるサービスは以下のとおりとする。

- (1) 病児・病後児保育
- (2) イベント保育（法人の主催するイベント時に、イベント会場において、法人がサービス事業者の便宜のために確保した場所で行われる保育）

第4条 対象者（子ども）の範囲

法人が、サービス費用負担できる対象（子ども）は、職員の子ども（職員の実子、養子又は里子以外に、職員の配偶者（事実婚を含む、以下同じ）の実子、養子又は里子、を含む、以下同じ）であって、職員又はその配偶者の産後休業以降の乳幼児および小学校6年生の年度の末日までにあるものとする。

第5条 サービスの利用場所

法人が、費用負担できるサービスは、以下の場所で提供されるものに限る。

病児・病後児保育	職員の居宅または、職員が決定しかつ法人が認めた場所
イベント保育	法人がサービス提供事業者の便宜のために確保した場所

第6条 サービスの利用方法

法人が、費用負担できるサービスは以下の利用方法で提供されるものに限る。

病児・病後児保育	病児・病後児保育を利用する当日までに、電話等で法人事務局に申請を行い、一カ月以内に立替払いの費用申請をすること。
----------	--

イベント保育	イベント保育当日に利用申請を行い、一部費用の負担については一カ月以内に立替払いの費用申請をすること。
--------	--

第7条 サービスの費用負担の方法と金額

サービスを利用する費用は、職員が一旦全額負担し、利用した月の翌月末日までに、法人事務局に領収証等を提出のうえ請求するものとする。

- 2 法人が費用負担するのは、月2回、5,000円までとする。
- 3 法人は、請求された費用を請求された月の翌月末までに当該職員に支払うものとする。

附則 本規程は、令和3年3月1日から施行する。